年金を受給するための要件は!?

現在の年金制度では、日本に住所がある20歳以上60歳未満の方は在日外国人を含めすべて年金制度の強制加入対象です。

2017年7月までは、原則的に20歳～60歳の間に25年以上（「受給資格期間」といいます）保険料を納めることで、65歳（生年月日等により60歳以降）から老齢年金が支給されます(この25年には、保険料の免除/猶予を申請した「免除期間」も含まれます。それでも25年を満たせない人は、「カラ期間」を合算することができます)。

2017年8月施行の制度改正により、この25年の受給資格期間が10年に大幅短縮され、新たな対象者には2017年10月(9月分)から年金の支給が開始されます!

また、障害年金・遺族年金は、障害・死亡に関わる①初診日（障害年金）・死亡日（遺族年金）の前に1/3を越える保険料未納期間がないor②初診日（障害年金）・死亡日（遺族年金）の前1年間に保険料未納期間がない場合に支給されます。

国民年金の年金額は、保険料全額を40年間納めると満額の約78万円(年額)、10年間保険料を納めた場合はその4分の1の約19万5千円(年額)になります(厚生年金加入者は報酬比例の年金が加わります)。

「カラ期間」って何!?

1961年4月、「国民皆年金」をうたい全面施行された国民年金法ですが、在日同胞をはじめとした在日外国人は、不当にも国籍要件により国民年金の制度から排除されていました。また、日本国籍者でも会社員の配偶者や学生は、年金加入が任意とされていました。

1982年に国籍要件が撤廃されるなど、今ではすべて強制加入となったことから、このようにかつて制度的に排除されていた期間や任意加入だった期間は、年金額には反映されませんが、年金を受け取るための条件である25年（受給資格期間）に算入できる期間として扱われます。これを「合算対象期間（カラ期間）」といいます（Q３参照）。

たとえば、1962年1月1日以前生まれの在日同胞（特別永住者・永住者）であれば、永住外国人の「カラ期間」（生年月日により最短1か月～最長20年9か月）が適用されます。

●カラ期間の数え方

【Aさん（1955年2月2日生まれの特別永住者、現在62歳）の場合】

1961年4月～1981年12月（Q3参照）の間で本人が20歳～60歳の期間→1975年2月～1981年12月＝6年11か月が「カラ期間」となります。

25年－6年11か月＝18年1か月の保険料納付済期間（+免除期間）があれば年金受給者に!

2017年8月以降は、10年－6年11か月＝3年1か月の保険料納付済期間（+免除期間）があれば、新たに年金支給対象者に!(10月から支給)

※ただし、「カラ期間」だけで年金受給者になることはできません

実際にこんなケースが!あなたも年金がもらえるかも!

case.1 「カラ期間」を使ってあとから年金を取り戻したケース

- 1948年1月3日生まれ（特別永住者）※2017年現在69歳
- 1968年1月2日　20歳到達 ※法律上、誕生日前日が到達日
- 1986年4月～会社員、厚生年金（2号）加入　11年勤務

→カラ期間(14年)+厚生年金(11年)≧25年

今すぐ請求し、さかのぼって年金を受給できます!!

1968.1		1982.1	1986.4	1997.4
	永住外国人のカラ期間(14年)	未納	2号(11年)	未納

11年しか払ってなかったのであきらめていたけど…なんと!

case.2 年金記録を掘り起こし、制度改正で年金受給者になるケース

- 1950年1月25日生まれ（特別永住者）※2017年現在67歳
- 1970年1月24日　20歳到達 ※法律上、誕生日前日が到達日
- 2015年　年金記録調査、パートの５か月の年金加入記録発掘

★1985年4月～厚生年金（2号）加入 5か月

→カラ期間(12年)+厚生年金(5か月)≧10年

受給資格期間が10年になると年金受給対象者に!!

1970.1		1982.1	1985.4	1985.9
	永住外国人のカラ期間(12年)	未納	2号(5か月)	未納

保険料を払った記憶もないし絶対無理と思ってたけど、
言われて年金記録を調べてみたら…なんと!

セルフチェック!自分は年金をもらえる?

保険料納付済期間（　　）か月+免除期間（　　）か月+カラ期間（　　）か月
＝（　　）か月

A:25年（300か月）以上→支給開始年齢に達していれば、いますぐ年金受給可能!

B:10年（120か月）以上→新たに年金受給者に!2017年10月(9月分)から支給スタート!

C:10年（120か月）未満→あきらめずに年金記録を調査、保険料後納などを検討

本リーフレットについてのお問い合わせは

発行 在日本朝鮮人人権協会　〒110-0016 東京都台東区台東3-41-10-3F

TEL:03-3837-2820　fax:03-5818-5429　mail:jinken94@yahoo.co.jp

在日本朝鮮人人権協会ウェブサイトにて、さらに詳しく解説しています。

http://k-jinken.net/

■2016年発行・2017年改定版発行　■リーフレットデザイン:Design office Amatch 李智香

2017年10月から新たな対象者に年金支給スタート!

受給資格期間が25年から10年に大幅短縮!

在日同胞の年金受給チャンスが大幅に拡大!!

在日同胞(とんぽ)のための

年金Q&A

≫ あなたも年金がもらえるかもしれません! ≪

「わたしには関係ない」と思っている方こそ、要チェック!

年金記録を調べなおして年金を取り戻したケースも!

学生・若年者の方も要チェック!

万が一（障害年金）のために、保険料納付か免除・猶予の申請を!